

[事案 30-139] 手術給付金支払請求

・平成 31 年 2 月 28 日 裁定終了

<事案の概要>

約款に定める支払理由に該当しないとして支払いを拒否されたことを不服として、がん手術給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

内視鏡的粘膜切除術（手術①）と、内視鏡的止血術（手術②）をそれぞれ別の日に受けたので、平成 23 年 4 月に契約したがん保険に基づきがん手術給付金の支払いを請求したところ、手術①については給付金が支払われたものの、手術②については 60 日に 1 回の給付を限度とする旨の約款の条項に基づき支払われなかった。しかし、以下等の理由により、同給付金を支払ってほしい。

- (1) 手術①と内手術②とは手術コードが異なるので、それぞれについてがん手術給付金が支払われるべきである。
- (2) 同種の保険契約を締結している他の保険会社からは、両手術について、それぞれ手術給付金が支払われた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 手術①と手術②は手術コードが異なるものの、約款上 60 日に 1 回の給付を限度とする手術に該当するので、1 回分の手術についてしか、がん手術給付金を支払うことはできない。
- (2) 他社の扱いは当社の判断とは関係がない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、入院時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、いずれもファイバースコープ等による手術である手術①と手術②に対するがん手術給付金は約款上 1 回の給付を限度とするものと認められる一方、他社の同種の保険契約において手術給付金が支払われたことは本契約にもとづく手術給付金の支払理由にはならず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。